

# 北上市一般職の職員の給与条例の一部を改正する条例

北上市条例第17号

平成18年6月21日

北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び災害派遣手当」を「、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当」に改める。

第27条の2第1項中「、災害応急対策」を「、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定に基づき、災害応急対策」に、「、国又は地方公共団体から派遣された」を「、派遣された」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（武力攻撃災害等派遣手当）

第27条の3 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において読み替えて準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前条第2項の規定は、武力攻撃災害等派遣手当について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。